

## 災害対策法制のあり方に関する研究会（第4回）議事要旨

日時：平成23年10月27日（木）15:30～18:00

場所：中央合同庁舎第5号館 5階 共用第7会議室

出席：林座長、室崎座長代理、生田、勝身、高梨、野口、山本各委員、武田特別委員  
原田政策統括官、長谷川審議官 他  
ファシリテーター 田村 圭子 新潟大学危機管理室教授

第1回～第3回研究会における各委員、配布資料、消防庁による地方公共団体アンケート等の意見を踏まえ、班ごとにテーマを割り当て、意見交換しながらから論点の整理（参画型論点整理）を行った。

※各班の分担は以下のとおり

A班：応急（避難）、応急（被災者支援）、情報、原子力災害、検証の仕組み、予防

B班：法律の背景、法律の枠組み、施策実現

C班：復旧・復興、財政支援、実施主体（自助・共助・公助）

D班：応援、広域対応（大規模広域災害）、応急（避難・被災者支援以外）

委員等からの意見等については次の通り。

### 情報関係

- 災害応急対策に当たり、情報をブレイク組織に集めるべきではないか。また、集めた情報を発信していく際には、可視化という方法があるのではないか。
- 災害救助法を内閣府が所管した方がよいのではないか。また、エネルギーの分散を避ける観点から、救援物資は海外からのものを含め受け付けない方がよいという意見があった。
- 安否確認のために個人情報活用できる。また、被災者台帳等にも活用できる。個人情報の活用について法的に位置付けるべきではないか。また、復旧・復興をしっかりと災害対策基本法に位置付けていくべき。
- 将来的には、情報の取扱いを標準化し、ICTを活用していくべき。
  
- 今回の災害対応で、一番関心の高かったのは情報だったと思う。色々な情報を可視化して、分かりやすく、見えるように、しっかりと発していかなければならない。
- 災害の現場では、安否確認、被災者の方の情報、仮設住宅にいらっしゃる方の情報等が大事だが、個人情報保護との関係で把握が難しい面があり、検討課題である。

## 原子力災害関係

- 原子力災害対策特別措置法や法に基づく指針といったものも、今回の震災を踏まえて見直していく必要がある。災対法の中で原子力災害を位置付ける方法と、災対法と原災法が連携して相互関係で補っていく方法の2通りがある。いずれにしる、体制、対応能力を強化し、原子力災害時の支援制度を拡充すべき。
- 原子力災害に対応する際は情報が必要であり、国の SPEEDI の情報は開示してもらいたい。また、専門的な知識等が必要であり、財政等も含め国による支援制度が必要ではないか。

## 検証の仕組み関係

- 災害が起こったときは、応急対策を検証し、検証結果に基づく予防対策を実施しなければならないことを何らかの方法で位置付ける必要がある。

## 応援関係

- 一般的な近隣応援と広域応援の違いは、大規模な災害になると広域対応をしなければならないという点で、災害種別や災害規模によるモードの違いと考えられる。
- 被災市町村に対して都道府県が主体として後方支援する仕組みづくりが必要。
- 地方公共団体同士で協定をつくったり、知事会、市町村会等からの職員派遣については既に実施されている。ボランティアや民間については個別に対応している。特に民間による支援が災対法に十分に位置付けられていないのではないか。災害救助法と災対法をあわせた法的な整備が必要ではないかという意見があった。
- 個別課題として、調整方法、要請主義か自主的に行くか、費用負担、職員派遣方法等が挙げられる。

## 広域対応（大規模広域災害）関係

- 広域対応の調整の場としての調整本部をどうやってつくるのかが大きな課題ではないか。
- 広域対応の分野については、医療関係の他、食糧、救急・救助も対象になってくる。

## 応急（避難・被災者支援以外）関係

- 民間がかなり応急対策をしているが、法的位置付けが弱い。行政だけでなく、民間やボ

ランティアを活用できる法体系を取っていったらどうか。

- 基礎自治体である市町村が機能喪失をした場合に、都道府県なり国なりが喪失した機能をどのようにカバーするかという仕組みを法律的にも整備する必要があるのではないか。
- 災対法と災害救助法で、都道府県と市町村の権限や費用負担にずれがあり、応急対策の遅れにもつながりかねないので、整理が必要になるのではないか。
- 公助については職員の災害補償があるが、自助・共助については補償が十分できないので、制度的に検討する必要があるのではないか。
- 激甚災害、災害対応の長期化に伴う心のケアや安全管理も大事。
  
- 巨大災害の際には、国・都道府県・市町村だけでなく、民間やボランティアも含め、防災の担い手が非常に広範囲になる。その際の責任・権限・補償の関係を整理する必要がある。

#### **実施主体（自助・共助・公助）関係**

- 自助・共助・公助の考え方を取り入れるには、役割分担をはっきりさせ、それぞれの主体が責任を持って取り組む体制が必要。その前提として、自助・共助・公助の定義が必要ではないか。さらにその前提として、法律に自助・共助・公助を位置付けなければならないという議論があった。
- 自主防災組織の関与や企業の防災活動を法律に位置付けるべきではないかという意見があった。

#### **復旧・復興関係**

- 災対法に復興を取り入れるならば、復興を位置付け、役割分担、復興計画を位置付ける。その際、建築制限、支援体制、復興計画のPDCAサイクルの確立等に配慮しなければならないという議論があった。
- 生活再建について復旧制度の整備が必要。
  
- 復旧・復興については、どこまでやるべきなのかということを踏まえ、法制化を検討していかなければならない。

#### **財政支援関係**

- どの段階からどの程度、どの量の支援をしなければいけないかによって、支援の形、支

援のスキームが違って来るだろう。その検討の過程で、保険、復興債、基金、補助なのか、国が直接払うのか都道府県を迂回させるのか等のやり方も決まって来るのではないか。

○10年、20年先を見るのか、50年、100年先を見るのか、目標とするスパンによって財政支援の仕方が違って来るのではないか。

### **法律の背景、法律の枠組み、施策実現関係**

○意見は、組織論（災害関係組織のあり方、自助・共助・公助、ボランティアのあり方）、被災者支援、防災計画のあり方等のいくつかの塊に分類できる。

○被災者支援については、被災者支援制度を一本化すべき、災害時要援護者への配慮を充実すべし、災害救助法と災害対策基本法を一本化した体系にすべしという議論があった。

○その他、防災行政に伴う費用負担のあり方、情報という意見の塊があった。また、分類不能だが色々な議論があった。

○その他分類不能な色々な議論があった。その中には、災対法は自然災害だけに特化しているのでもいいのか、事故災害やテロまでカバーすべきではないか、非常事態については超法規的な対応を想定すべき等の、災対法の性格をめぐる千差万別の議論があった。

○災対法が50年前にできた時点で災対法と災害救助法はある程度すみわけが行われたわけだが、時代の変化や阪神・淡路大震災、東日本大震災を踏まえてもう一度見直すべき項目が色々なところから出されているのだろう。

○災対法ができる時点で色々な災害関係の法制があり、他の法制の隙間を埋めるという役割でスタートしたのではないか。現在の災害対策法制全体を眺めたとき、必要な見直しはずと議論されるだろう。

○組織論の中では、①大規模広域災害の場合には国の役割はもっと大きくてもよいのではないか、②自助・共助の法律上の位置付けがしっかりなされるべきではないか、③政令市の実力・財政能力・防災力等を考慮した場合に今の扱いのままでよいのか、という特徴的な議論があった。

### **まとめ**

○参画型論点整理を含め研究会として意見の収れんを図ることになる。非常に具体的な提案もあれば、中長期的・長期的に検討すべき問題もある。そのうちの一部を、具体的に法制度の改正まで持って行けるようになったらよい。

(以上)